

序章

● 1 はじめに

海老名市は、神奈川県のおぼ中央に位置し、南北に長い地形で、西は相模川を隔てて厚木市に、北は座間市、東は大和市・綾瀬市、南は藤沢市・高座郡寒川町に接しています。海老名市では、「海老名市第四次総合計画」※において将来都市像を『快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名』とし、基本理念を『ゆとりある活力のあるまち』『安全安心で快適に暮らせるまち』『支え合い、自治の確立したまち』と定め市政運営を行っています。

海老名市の公共下水道※事業は、昭和47年度に相模川流域関連公共下水道（第2号東部処理区）※とし着手しました。着実に下水道整備を推進してきた結果、平成22年度末における下水道普及率（汚水）※は、96.5%になっています。

海老名市下水道を取り巻く環境は、普及拡大期を経てライフスタイルの多様化をはじめ都市化の進展等、時代の移り変わりにより対応が求められています。そして、社会情勢が目まぐるしく変化する中で、大規模地震等に対する下水道施設の防災対策、頻発する大雨に対する浸水対策、下水道施設の老朽化に起因する道路陥没事故の未然防止対策等、普及拡大の時代から本格的な維持管理の時代に移行しています。

また、地球温暖化や異常気象に対応するため、下水道の事業を進めるに当たり、取り組むべき環境保全対策として、CO₂削減対策、下水道資源の利活用等、循環型社会※の創造に寄与していくことが求められています。

このため、重要なライフライン※のひとつである下水道事業では、地球環境に配慮した対応を実践していく必要があります。そのため、社会的活動に伴う水質汚濁や廃棄物の増加等、環境保全上の支障が増大しないように配慮し、下水道にかかわる工事期間中には粉じん※、水質汚濁、道路騒音や廃棄物等、周辺環境へ配慮することが必要となります。また、必要に応じて環境への影響についてモニタリング※を実施することも必要です。

また、雨水の地下浸透や地下水の涵養※、雨水の再利用、地下水の過剰採取の防止等、適切な水循環の確保や水辺等の環境を守り、動植物の生息・生育空間を確保することが必要となります。

さらに、省エネルギー型設備、自然エネルギー※等の導入・整備を進めることも必要です。

2 海老名市下水道の基本理念

下水道は、衛生的な生活環境の確保、降雨時の浸水被害の防除、流域河川等の水質保全等の役割を担った重要なライフライン*のひとつです。平成22年度末現在、我が国の下水道普及率（汚水）*は約75%となり、下水道施策の考え方は、普及拡大の施策から活用・再生といった循環型社会*に資する施策に移行する時代を迎えています。

また、下水道には少子高齢化社会の進展、地球規模の気候変動等の問題もあり、下水道施策を考えるに当たっては、生活環境をはじめ環境保全の取組や地域整備等について、基本的な考え方や上位方針を整理し、市民の意見を反映させることが必要となります。

(1) 海老名市下水道施策の基本的な考え方

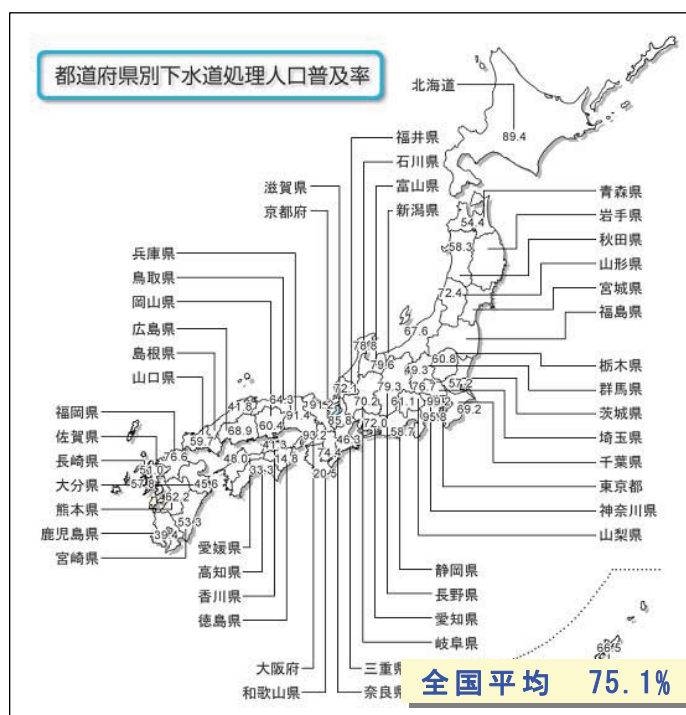
海老名市の下水道普及率（汚水）は96.5%（平成22年度末現在）であり、汚水管渠整備に対しては一段落した海老名市が担うべき今後の下水道施策の考え方として、21世紀型下水道である、“「活用・再生」による良好な環境や安全な暮らしの実現”を基本とします。ただし、雨水管渠整備については、汚水に比べて整備は遅れており、継続した整備が必要です。

20世紀型下水道

- 下水道の普及拡大に重点
- 汚水の効率的な「排除・処理」による公衆衛生・生活環境の向上
- 雨水の速やかな「排除」による浸水対策

21世紀型下水道

- 健全な水・資源循環を創出
- 「排除・処理」から「活用・再生」による良好な環境、安全な暮らし



(2) 上位計画との関連

海老名市下水道総合計画では、上位計画である海老名市第四次総合計画※の「安全安心で快適に暮らせるまち」の実現を目指し、その実現に寄与できるように地震発生時の対応や大雨による浸水被害等のリスクに対応できる下水道を目指していきます。

また、海老名市下水道では、海老名市第四次総合計画における基本計画の重点的な取組のひとつとして「自然環境の保全と循環型社会※の形成」及び「持続可能で効果的・効率的な行政運営の確立」の観点から、生活排水処理の対策、下水道施設の老朽化対策を進めるとともに、下水道事業の経営の効率化を図っていきます。

(3) 海老名市下水道の目指す方向性

海老名市下水道は、市民の生活を支え、豊かな未来を創造し、人と環境をつなぐ重要なライフライン※のひとつとして、環境と市民の暮らしを守る重要な役割を担っています。

そこで、海老名市では下水道施設の積極的な改善や管理を行い、様々な施策を講じ、市民・事業者及び行政との協働によって下水道による安全・安心かつ生活環境・自然環境に配慮できる循環型社会の実現を目指します。

以上、海老名市下水道の基本理念を【文化的生活の確保と公共用水域の保全に向けて】と定めます。

海老名市下水道の基本理念は、
文化的生活の確保と公共用水域の保全に向けて
です。



3 海老名市下水道総合計画の構成

これまでの海老名市下水道事業は、都市化の進展と人口増加を踏まえて様々な課題に対し個別に対応してきました。その結果、下水道普及率（汚水）は約96%（平成21年度末現在）となりましたが、海老名市を取り巻く環境の変化等に対応するため、中長期的な視点に立った効率的かつ効果的な施策の実施とその検証を行い、より安定した健全な下水道事業の経営を実現することが望まれています。また、下水道事業を滞りなく遂行していくには、これまでと同様に法令に従い、国や県へ適時、手続きを行う必要があります。

海老名市下水道事業には、近年の都市化の進行による土地利用の変化（農地等の減少）と集中豪雨等の要因により発生する都市型水害^{*}、人口減少等の社会情勢の変化への対応、地震や老朽化による下水道施設の破損や機能停止等により市民の日常生活に及ぼす影響等、下水道が直面する新たな課題があります。

海老名市では、様々な課題と財政的な制約の中で下水道整備を効率的・効果的に進めるため、重点施策（事業）を選択して将来の下水道事業の経営を安定的かつ健全に運営することとします。このため、中・長期的な視点に立ち、今後の下水道事業の基本方針を明らかにした今後10年間に取り組む施策の方向を示す「**海老名市下水道総合計画 — 下水道中期ビジョン —**」を市民等、多くの意見を幅広く取り入れて策定しました。

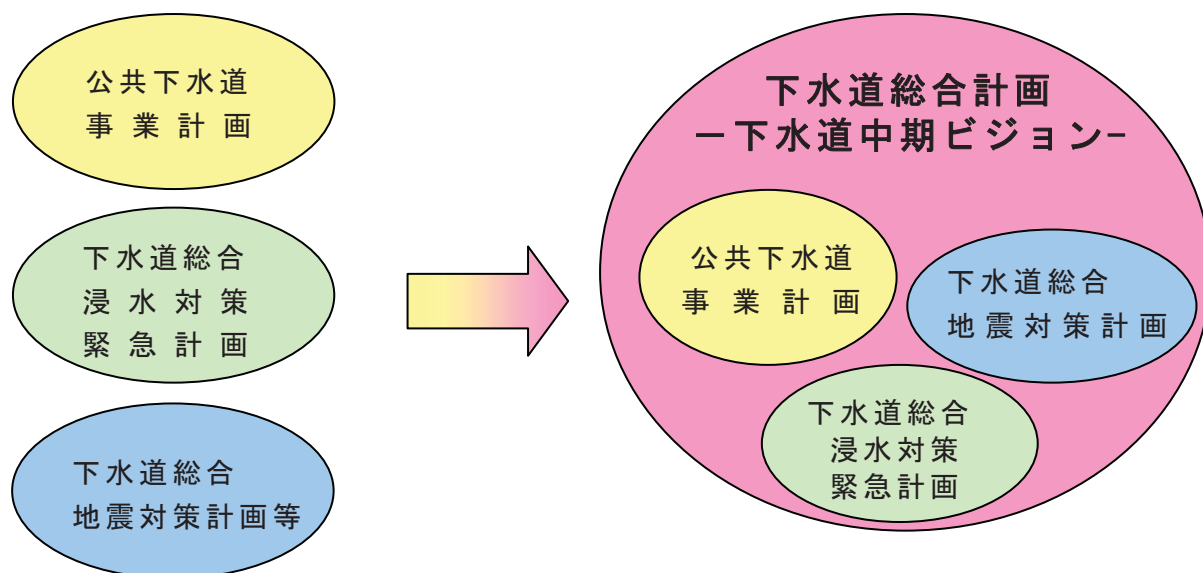


図-3 海老名市下水道総合計画の構成

● 4 国や県の計画の構成

下水道事業の様々な施策を推進するためには、中長期的な視点に立った施策を展開するための計画的な取組が必要となります。そのため、緊急性、費用対効果*、財政状況等とともに、市民の意見を反映し、また、施策の優先順位や事業の平準化を図り、財政的にも無理のない下水道事業の各施策を展開していく必要があります。

(1) 国の計画の構成

国は、10年間を計画期間とする「下水道中期ビジョン」を策定し、地域の将来像実現に向けて計画的に取り組むべき下水道政策を中期の構想として定めることを指導しています。

また、当初5年間を計画期間とした「アクションプログラム」を策定し、中期ビジョンの中で緊急的な対応が必要な施策について、重点的で具体的な行動計画を定めることとしています。

近年の下水道を取り巻く全国的な状況・課題

- 巨大地震対策
- 未処理下水放流対策
- 水質保全対策
- 下水管路老朽化対策
- 地球温暖化対策
- 都市型水害対策

国の方針

- 下水道ビジョン 2100
(H17年9月)

下水道から「循環のみち」へ100年の計として方向性を提示

- 下水道中期ビジョン
(H19年6月)

「循環のみち」の実現に向けた10年間の取り組みとして整備目標及び具体施策を提示

国の施策

国は、地域における下水道総合計画等の策定を促す
“下水道中期計画”と“アクションプログラム”の2段計画

下水道中期ビジョン

概ね10年間を計画期間とし、地域の将来像実現に向けて取り組むべき下水道政策を中期の構想として策定

アクションプログラム

中期計画に定められた施策の内、概ね5年間の計画期間中に実施する事業を抽出した重点的な行動計画

図-4 国の計画の構成

(2) 神奈川県 の 計画 の 構成

神奈川県では、平成9年に県下の下水道整備の基本方向を広域的な視点から明らかにするため「かながわ下水道21」を策定し、整備を進めてきました。これまで県内の下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除といった重要な役割を果たしてきました。

また、近年、社会情勢の変化や地球環境の保全等の新たな課題を踏まえ、今後の下水道事業の推進に当たっては、以下の背景の下「かながわ下水道21」を改訂し、「改訂かながわ下水道21（平成22年3月）」を策定しております。

見直しの背景

- ・ 人口減少等の社会情勢の変化への対応
- ・ 近年頻発するゲリラ豪雨を含む集中豪雨による浸水被害への対応
- ・ 増大する下水道施設の計画的・効率的な維持管理への対応
- ・ 循環型社会の構築への貢献

「改訂かながわ下水道21」では、今後の下水道事業の進め方を「整備の視点」、「維持運営の視点」、「市民参画の視点」の3つの視点から以下に示す5つの基本方向を定めています。

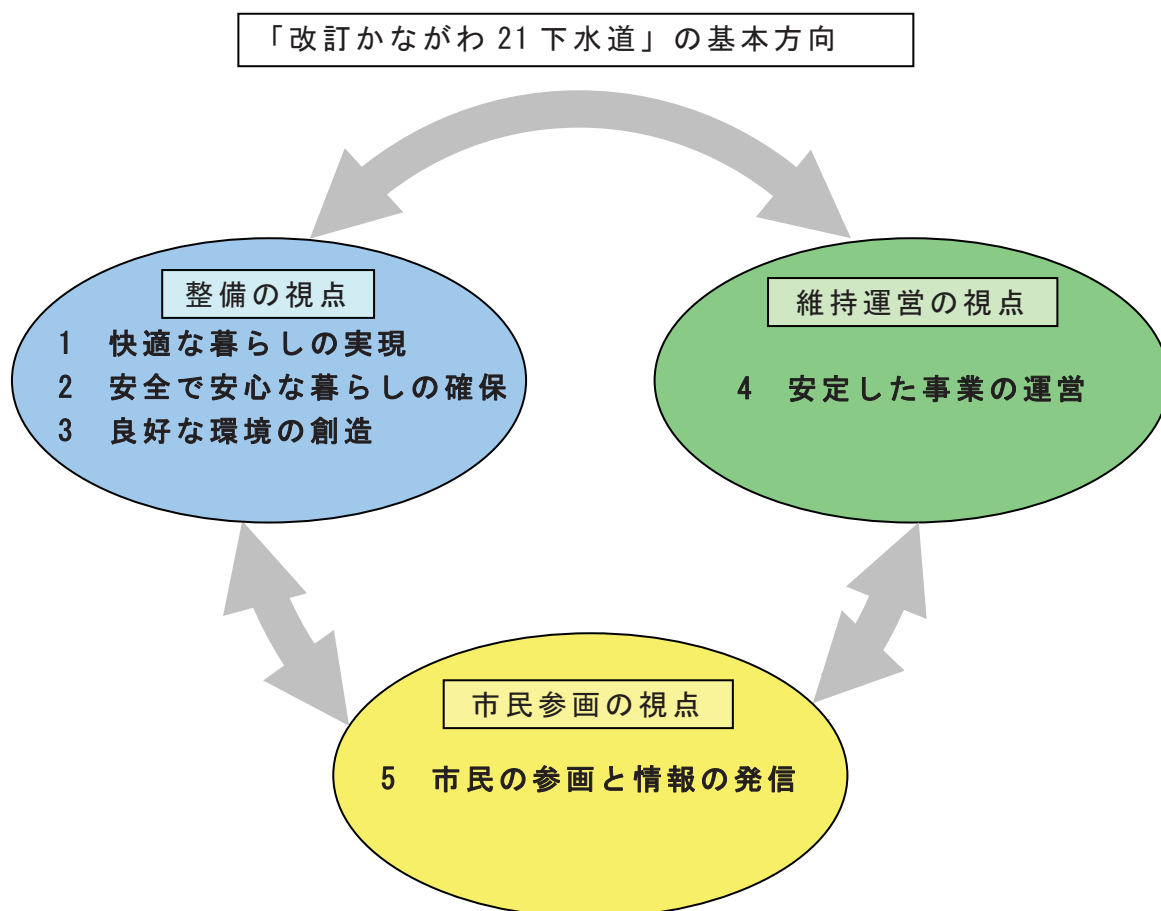


図-5 神奈川県の計画の基本方向

● 5 海老名市下水道総合計画の位置付け

海老名市下水道総合計画は、海老名市における将来の下水道を見据えた基本的な方針や施策の方向性を示すものであり、下水道事業を展開していく上で最も基本となるものです。図-6に示すように各種上位計画や関連計画と密接な関係にあり、下水道の総合計画として「海老名市第四次総合計画」※に直属する計画となります。よって、「海老名市第四次総合計画」からの上位方針や計画関連情報に遵守したとりまとめとなります。

さらに、「海老名市第二次環境基本計画」※、「海老名市都市マスタープラン」※及び「その他関連計画」と横並びの計画となりますので、図中、黒の矢印で示すとおり、各計画と相互連携する計画の位置付けとします。

一方で、海老名市の下水道を所管します国や県の方針との関係は、国からは「下水道ビジョン2100」、「下水道中期ビジョン」等、また、神奈川県からは「相模川流域下水道計画」や「改訂かながわ下水道21」等が策定されており、これらの計画も上位計画として位置付けます。

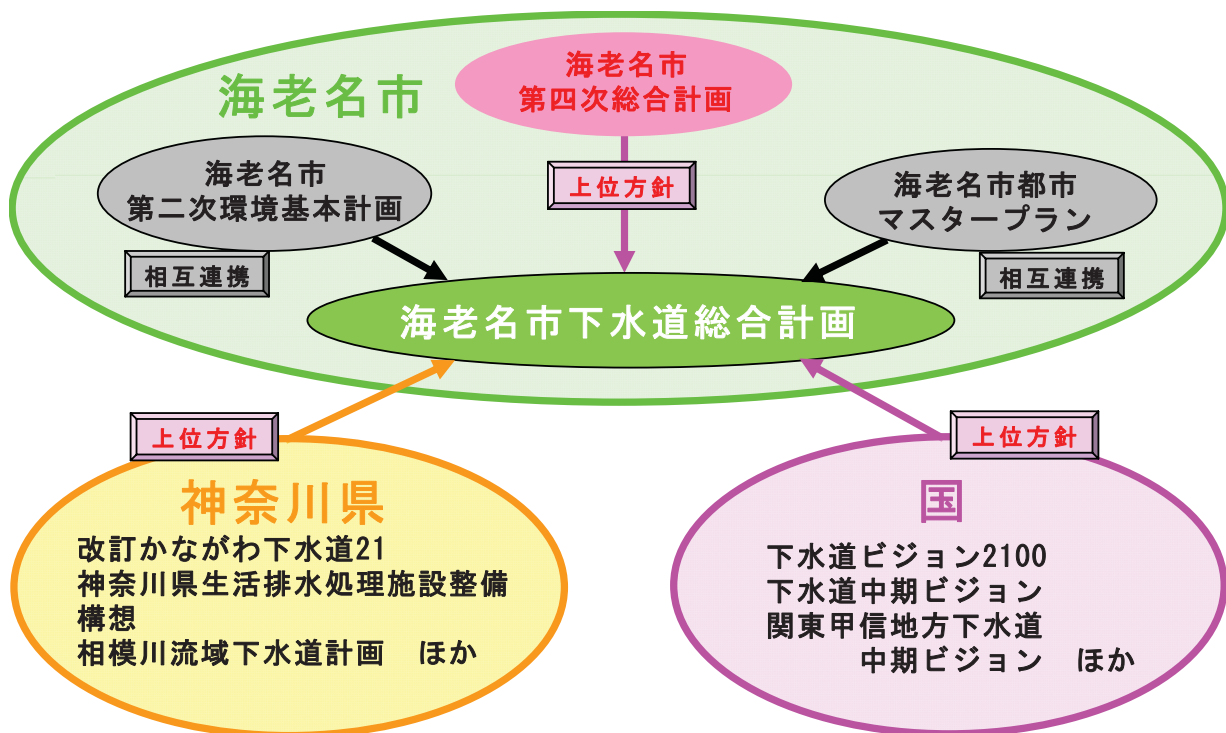


図-6 海老名市下水道総合計画の位置付け

6 計画の期間とサイクル

海老名市下水道総合計画は、平成 24 年度を初年度として平成 33 年度までの今後 10 年間を計画期間とし、各下水道施策の実施状況や下水道を取り巻く社会情勢を踏まえてローリングしていきます。

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	2010	2011	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
海老名市 下水道総合計画	総合計画策定		海老名市下水道総合計画(本計画期間)									
各年度毎の照査 (進行管理)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
計画の評価・見直し							中間評価					次期総合計画策定

図-7 下水道総合計画の計画期間と評価・見直し時期

海老名市下水道総合計画は、関係法令の改正、社会情勢や地球環境の変化等、下水道を取り巻く環境の変化等に対応していくため、定期的な見直しを行っていきます。また、海老名市下水道総合計画の策定後の毎年度の評価（各施策の進捗や実施状況の管理等）については、第 7 章に示す進行管理に基づき実施することとします。

なお、各施策については本下水道総合計画に基づいて対策を講じることとし、実施後においては各施策のベンチマークに対する照査、照査時点での社会情勢の変化や新要因の検証及び下水道総合計画の見直しやスケジュール調整については、P D C A サイクル*の手法を用いて本計画を運用していくこととします。

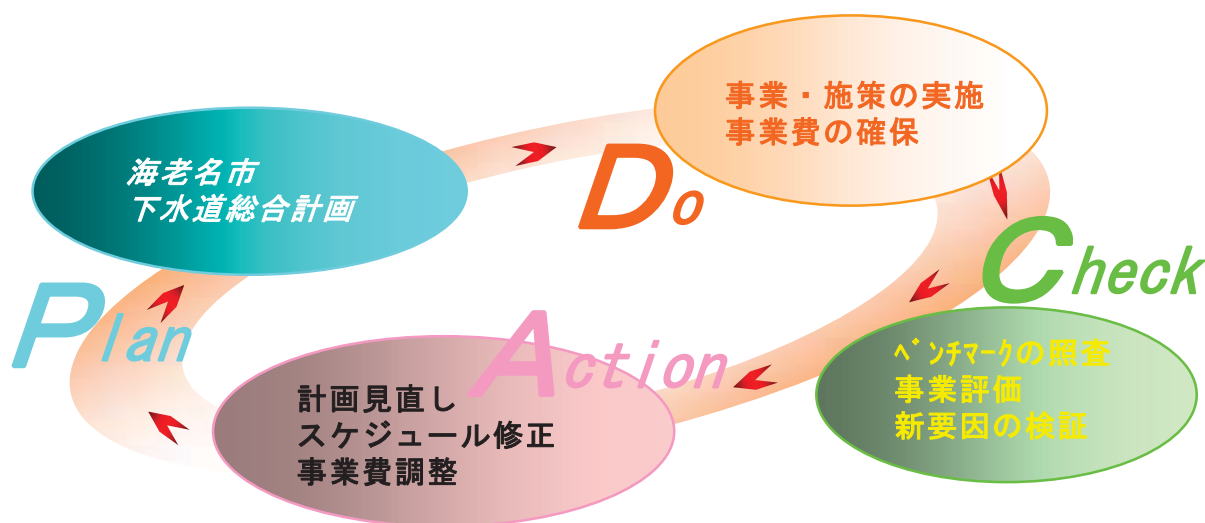


図-8 計画・実施・評価・見直しの P D C A サイクル

7 市民、事業者、行政の役割

海老名市第四次総合計画※における基本構想の中で「支えあい、自治の確立したまち」を基本理念のひとつとしており、下水道事業においても市民・事業者・行政の各主体による取組を必要とします。

海老名市では、下水道事業を経営していく上で市民・事業者・行政の役割を明確にし、協働して本下水道総合計画の基本理念である「文化的生活の確保と公共用水域の保全にむけて」を目指していきます。

市民

下水道利用者として、日常生活の中や緊急時の備え等で取り組めることを実践し、3つの基本方針（P36参照）に基づき参画します。

- 防災情報の収集や災害用資機材の備蓄
- 雨水浸透施設の設置
- 節水の心がけ
- 油やゴミを流さない
- 排水設備の清掃 等

事業者

一般の家庭と比べて下水の排水量が多く下水道施設への影響も大きいため、事業者は本下水道総合計画に示された施策に対し積極的に参画します。

- 防災情報の収集や災害用資機材の備蓄
- 雨水貯留施設設置
- 油やゴミを流さない
- 排水設備やグリストラップの清掃 等

協働

行政

本計画の推進主体として、目標を達成させるため施策の推進と進行管理を行います。また、市民や事業者が積極的に参画できるよう調整します。

- ホームページやパンフレット等によるPR
- 市民や事業者への下水道利用に関する指導
- 開発行為の指導
- 水質検査の実施 等